



大地申3号

労働基準法第36条第1項の規定に基づく 時間外及び公休日の労働に関する協定

10月18日(水)第2回交渉 No.5

1 1. 労働安全衛生法に基づき、安全衛生委員会の開催は月1回以上実施し、50名未満の事業所においても、準じて開催すること。

組:それぞれの委員が指定されている認識に立っていない。
現場長が衛生管理委員等、本人に意識づけることはできないのか。

会:できる。7月以降、職場訪問を通じて安全衛生推進者等から点呼等で安全衛生面について改善するところがあれば伝えてくれとしている。

改善と今後も引き続きの取り組みを確認!!

1 2. 11月1日以降の「日及び月間」の限度時間を定める36協定の有効期間は、11月1日から4月30日までの6ヵ月間とすること。

組:この間様々な検証行動を展開してきたが改善されつつあるところやいまだに解消の道筋すら見えないところもある。よって労使で検証し問題解決する必要がある。また年休を失効してしまう現実や長時間労働の解消に至っていない。よって6ヶ月の検証期間を設け4月30日まで締結を求める。

会:鉄道事業の安定的締結期間であれば1年間が必須と考えている。

